

平成18年度 組織・機構の見直しについて

平成15年度より意思決定の迅速化や弾力的な組織運営を図るため、組織のフラット化、フレキシブル化、フロント化を基本として組織・機構改革を進めてきた。

本年度は、現行の組織体制を維持しつつ、多様化する行政課題に対応した目的指向型の組織運営を目指し、組織・機構の見直しを行なうこととする。

・見直しの視点

下記の基本事項を踏まえた上で、様々な観点から見直しを行なう。

基本事項

地方分権の進展や多様な市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在のフラットな組織体制の定着化を図りつつ、課題の解決を図る。また、役職・役割の明確化を図るとともに、組織内のチームワークの向上や組織間の連携等さらにフレキシブルな組織運営を目指す。

新しい総合計画「理想郷プラン」の政策体系と整合した組織を目指すとともに、リーディングプランや横断的に取り組む分野を推進する体制を整備する。

限られた財源の中で、サービスの維持向上と行政運営の簡素効率化を図る「小さな地方政府」を実現する組織機構を目指す。特に定員の適正化を進める観点から、限られた人員で連携して最大の効果を発揮できる組織運営体制を目指す。

・見直しの内容

1. 組織の単位・規模の見直し

課題

- ・小規模室 組織としての柔軟性や室長のマネジメントの発揮に課題。
- ・組織の細分化による室間相互の調整機会の増大やチェック機能の低下など。

(1) 組織の大括り化によるスケールメリットの発揮

より大きな視点からの施策推進を図るため、施策単位での設置という基本的な考え方は維持しつつ、業務内容に応じ組織の大括り化を進める。小規模室についても、それぞれの機能を再整理し統合を進める。（詳細は別紙見直し一覧を参照）

現行	改正後	改正内容
総務部 庶務法制室 市史編さん室*	総務部 文書行政室	庶務法制室を文書行政室に再編し、統合
総務部 人事給与室 研修相談室*	総務部 人事研修室	人事給与室と統合
生活環境部 まちづくり支援室 市民活動推進室*	生活環境部 まちづくり推進室	まちづくり支援室と統合
建設部 建築営繕室 建築住宅室	建設部 営繕住宅室	建築住宅室の住環境整備部門と統合

建設部 都市計画室 都市環境部 中央西まちづくり推進室*	都市環境部 市街地整備推進室	都市計画室のまちなか再生推進部門と統合
都市環境部 集落排水室 都市環境部 下水道総務室 下水道建設室 下水道維持管理室	下水道部 下水道総務室 下水道建設室 下水道維持管理室	農集の料金徴収事務等総務事務を下水道総務室、計画・建設業務を下水道建設室、維持管理業務を下水道維持管理室でそれぞれ分掌

*は、現行3名以下の小規模室。

(2) 主管室の政策形成・調整機能の重点化

各部に設置した主管室は、室間の縦割りの弊害をなくすため、室間の取りまとめや連携を図るとともに、部全体にかかる政策形成・調整や企画立案の機能を担ってきたが、これに加え、必要に応じ政策室の分掌事務を見直し、政策室と部内室との統合を含めた機能の見直しを行う。(詳細は別紙見直し一覧を参照)

現 行	改正後	改正内容
総務部 総務政策室	総務部 総務法制政策室	庶務法制室の法制部門と統合
企画財政部 企画財政政策室	企画財政部 総合企画政策室	総合企画室と統合 行政評価・新しい公の推進
産業部 産業政策室	(分掌事務見直し)	地籍調査事業の推進
都市環境部 都市環境政策室	都市環境部 都市環境政策室	都市計画、土地利用計画
教育委員会 教育政策室	(分掌事務見直し)	校区再編、社会教育施設改革

組織の単位・規模の見直しによる室数比較 (現行) 83室 (見直し後) 77室
(消防・衛生両組合を除く)

2. 職員の役割の明確化とチームワークの向上

課題

- ・ 室長職への権限と責任の集中、負担増大への対応。
- ・ 政策形成過程のフラット化によるチェック機能の低下。
- ・ 中間職の位置づけの明確化と室長となる職員の育成。

(1) 職階と役職の明確な区分

簡素で効率的な組織運営を行なう視点から、職員の役割・責任の明確化を図るとともに、職員がお互いに仕事と責任を共有し、チームワークをもって業務を推進できるよう、それぞれの室の規模・業務内容に応じ、役職の見直しを含めて、3層を基本とした組織体制の再編を行う。

担当室長の配置

室長職への責任・権限の集中への対応や、役割・責任の明確化を図る観点から、各室の業務内容に応じ、室の特定分野について室長権限を持つ「担当室長」を配置する。

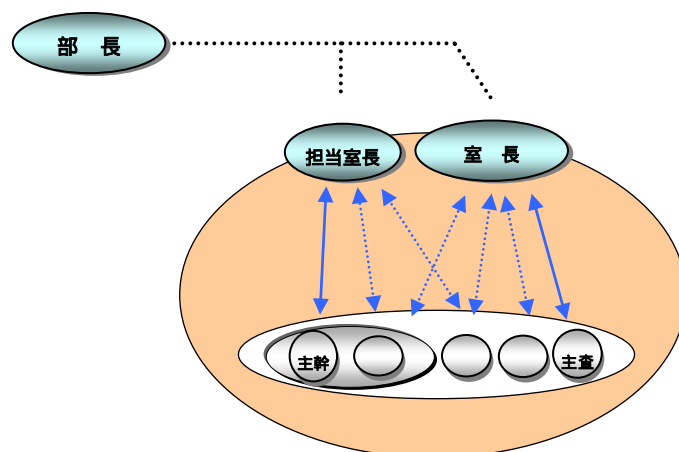
「担当室長」は、組織の効率化を図りながら、次の視点により総合的に判断して配置する。

重要課題や短・中期的な事業・施策の推進など、特定課題に機動的に対応することが必要な部署や担当業務に専門性を有する部署に配置。

このことにより、小規模室を統合し、ある程度の室員数を確保した中で、フレキシブルに業務を推進できる体制を構築するとともに、短・中期的な事業・施策の目的達成を図る。

担当室長の職務

- ・担当室長は、5級から6級の範囲で市長が任命する。
- ・担当室長は、担当する特定分野の業務について、室長と同等の職務を行う。



総務部 市史編さん担当室長（文書行政室）
総務部 研修相談担当室長（人事研修室）
健康福祉部 保育指導担当室長（子育て支援室）
建設部 住宅担当室長（営繕住宅室）
都市環境部 限定特定行政庁準備担当室長（建築開発室）
下水道部 集落排水担当室長（下水道建設室）などを配置。

副室長の配置

室内の体制は、室員 - 室長の2階層を基本としているが、組織の大括り化に伴い、

2つ以上の業務・施策の単位で設置する8名以上の比較的大規模な室。
総合計画の重点施策、市政一新プログラムに基づく行財政改革の推進にかかる部署。
業務を統合した主管室。

を中心に、必要に応じ室長を補佐する副室長を配置する。

副室長の職務

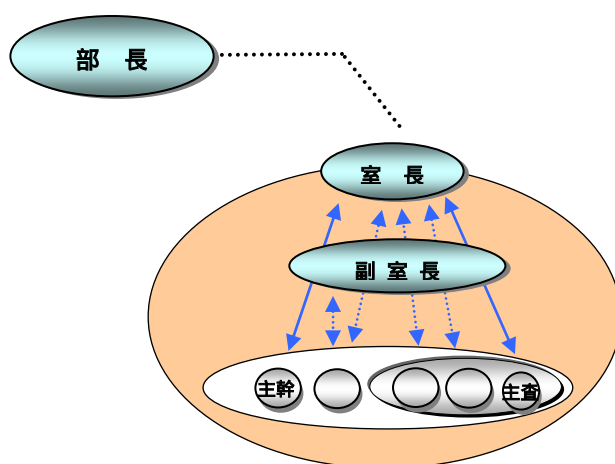
- ・副室長は、5級から6級の範囲で市長が任命する。
- ・副室長は、室の構成員として所管する業務を遂行するほか、下記の役割を担う。

室長の補佐、室内の事務調整、室内職員の指揮監督等

室長不在時の代決

職務権限規程に副室長の共通専決事項として、以下の項目を位置づける。

- ・軽易で定例的な申請、報告、照会、回答及び通知
- ・法令、条例、規則等で定められた台帳及び資料に基づく事項の証明及び閲覧



(参考)

統制範囲の原則 (スパン・オブ・コントロール)

1人の管理者が直接的に管理できる人数には一定の限界があり、これを超えて部下を持つと管理能率が低下するというもの。種々の要因により状況は変わるが、一般的に、8人から10人程度が1人の管理者が管理可能な人数であるとされる。

室長代理、担当リーダーの配置について

平成17年度より配置している室長代理については、副室長を配置しない室においては、引き続き、室長が室員の中からあらかじめ指定するものとする。(主査以上の職員の中から、直近下級職位者を指定)

なお、担当リーダーの指名については、室内における業務遂行上のチーム編成を含め、必要に応じ室長が編成し、リーダーを指名する従前の方式をとることとし、各所属での運用に移行するものとする。

(2) 横断的に取り組む施策分野ならびに重点施策の推進体制について

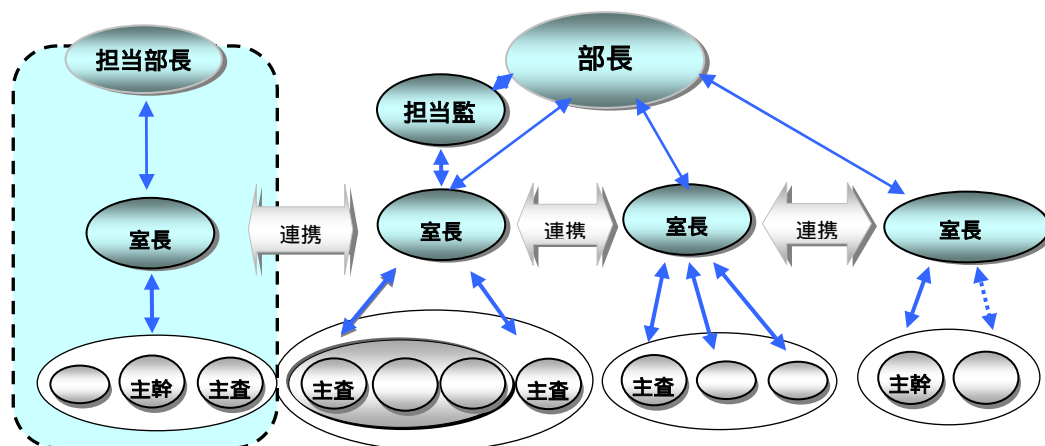
部や室を越えて横断的に取り組む施策分野や重点的に取り組む施策については、これまで一定の役職（担当理事、担当参事等）を配置してきたが、よりわかりやすく、効果的な体制をとれるよう、役職の見直しを行なう。

担当部長の配置

職務職階や役割・責任を明確にするため、現行の理事職を廃止し、「担当部長」として位置づける。担当部長は、条例設置の室や重点的・短期的な施策推進が必要な分野等を基本に配置し、7級の職と位置づける。必要に応じ、議会参与・庁議構成員となる。

理事・参事の位置づけ

現行の理事・参事については、特命事項や専門的な事務を処理する職として位置づけるが、組織上の職名と給料上の職階名とが同一となっていることから、職名と職階を整理・見直し、その名称を「担当監」に改める。



(3) 職員の意識改革と理解の浸透推進

説明会の開催やオフサイトミーティング等を通じて、引き続きフラット組織の意義や運用方法等について、職員への理解浸透を図る。

3. 新たな行政課題に対応した組織体制の整備

(1) 公共下水道の供用開始、ならびに土地区画整理事業の使用収益開始に伴う都市環境部、建設部の再編成

建設部と都市環境部を下記の通り再編する。

建設部では、道路・公園や住宅など生活基盤の整備・維持管理等を主に所掌し、都市環境部では都市計画や市街地整備、都市整備政策を所掌する。

また、公共下水道の供用開始に伴い、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業等を一元的に扱う下水道部を新設し、下水道事業の総合的・円滑な推進と、今後の事業推進基盤の確立を図る。

なお、下水道部については、今後3年間（平成21年度まで）を目途に上水道部門との組織統合を進め、上下水道部に移行するものとする。

現 行		見直し後	
建設部	建設政策室 管理室 維持室 道路河川室 用地室 建築住宅室 建築営繕室 交通対策室 都市計画室	建設部	建設政策室 管理室 維持室 道路河川室 用地室 営繕住宅室
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 名張まちなか再生プラン 推進プロジェクトチーム </div>		都市環境部
都市環境部	都市環境政策室 中央西まちづくり推進室 区画換地業務室 区画工事室 下水道総務室 下水道計画室 中央浄化センター 下水道建設室 下水道維持管理室 集落排水室	下水道部	下水道総務室 下水道計画室 中央浄化センター 下水道建設室 下水道維持管理室
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 名張まちなか再生プラン 推進プロジェクトチーム </div>

(2) 総合計画「理想郷プラン」の推進

総合計画に掲げた「新しい公」の推進や旧市街地と中央西の一体的なまちづくりの推進のための組織体制整備を行うとともに、リーディングプランや重点施策について特命担当職を配置するなど、理想郷プランの着実な推進に向けた体制整備を行う。

今回新たに、

未利用財産利活用に関するプロジェクト

新しい公の推進に関するプロジェクト

子ども条例推進に関するプロジェクト

を設置し、重要課題に対応する組織体制を整備する。

今後引き続き、総合計画の進行及び各プランや横断的に取り組む政策分野の方向性や進行状況を考慮しつつ、所属（部）を越えて協力・連携する体制構築を進めるものとし、プロジェクト体制の適用等について、分野ごとに検討を進めていくこととする。